

琉球大学大学会館（全保連ステーション）
カフェテリア運営業務委託契約書（案）

国立大学法人琉球大学 学長 西田 睦 代理人 大城 功（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、カフェテリア運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業は、本学学生及び教職員等の福利厚生の実施を目的として実施するものである。

（運営場所）

第2条 カフェテリア運営の場所（以下「本物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在 地：沖縄県西原町字千原 1 番地 琉球大学大学会館（全保連ステーション）1 階

（事業期間）

第3条 事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日とする。

（責務等）

第4条 乙は、本物件をカフェテリア運営の用に供するものとし、本契約において、乙が履行すべき内容は、仕様書及び乙が公募に際し提出した提案書・付属書類で明記されたものと並びに協議により合意されたものとする。

（建物等使用上の制限）

第5条 甲は、運営事業のために、仕様書「1 募集内容（3）運営場所」を乙の利用に供するものとする。

2 乙は、本物件の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第4条の規定する事業以外の用途に供してはならないものとする。

3 乙は、第1項に規定する本物件以外の施設等を一時使用するときは、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けなければならないものとする。

4 乙は、本物件に甲の同意を得て、運営事業の実施に必要な設備等を乙の負担において設置できるものとする。

(業務委託手数料相当額)

第6条 乙は、業務委託手数料を甲に支払わなければならない。

2 業務委託手数料は、売上高（消費税抜き）に○%を乗じた額とする。

3 乙は、四半期毎の売上高を月末締めにて翌月の10日までに報告すること。

(光熱水費)

第7条 カフェテリア運営に要する光熱水費は、乙が負担する。

(支払方法)

第8条 第6条に規定する費用等の支払いは、甲が発行する請求書に基づき、甲が指定した口座に期日までに支払うものとする。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。

(建物貸付料)

第9条 建物貸付料は、金 ○○,○○○ 円（うち消費税及び地方消費税 ○,○○○円）とし、国立大学法人琉球大学の発する請求書により、指定期日までに納入しなければならない。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8 2及び 第72条の83の規定に基づき、使用料に110分の10を乗じて得た額である。

(売上金)

第10条 カフェテリアの売上金は、乙に帰属するものとする。

2 乙は、売上金、販売数量等については定期的に報告し、その他の情報については開示を求められた場合に、速やかに報告しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第11条 乙は、第4条に規定する用途を変更してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件について、修繕、模様替えその他の行為を行ってはならない。

3 乙は、本物件の構造上もしくは管理上支障となる設備を設け、又は機器等を搬入してはならない。

4 乙は、乙又は乙が業務に従事させる者（以下「従業員等」という。）が本物件の使用に関し、甲及びその他の第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、自己の責任と負担により解決及び処理し、甲に対して一切の迷惑又は損害を及ぼしてはならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は乙から遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府の支払遅延に対する遅延利息の率（年2.5パーセントの割合）で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第13条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、確定した甲からの年度内請求額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第14条 乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は相当期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。ただし、第4項の場合は、直ちに解除することができる。

2 本物件をカフェテリアの運営の用途以外に使用したとき。

3 本物件を転貸したとき。

- 4 破産等の申し立てをし、又はその宣告を受けたとき。
- 5 運営にあたり、公募要領及び乙が公募に際し提出した提案書その他の書類で明記された条件等を満たしていないと甲が判断し、口頭又は書面により改善要求したにもかかわらず改善されないとき。
- 6 本物件を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。
- 7 前各号に定めることのほか、本契約を継続することが著しく困難となる事情が発生したとき。

(原状回復)

- 第15条 甲又は乙が本契約を解除したとき又は契約期間が終了したときは、乙は自己の負担で、甲の指定する期日までに本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、協議の上、別の定めをした場合においてはこの限りでない。
- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担において、これを行うことができる。この場合、乙は何ら異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、その責に帰する事由により、本物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による本物件の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- ただし、前条の規定により本物件を原状に回復した場合はこの限りでない。
- 2 乙又は従業員等の故意又は過失により、甲又は第三者に対して損害を与えたときは、乙はその損害額に相当する金額を損害賠償として、甲又は第三者に支払うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、乙は本契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(造作買取等請求権の請求禁止)

- 第17条 本契約が第11条による解除又は合意によって終了した場合、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償・造作買取・有益費請求・その他一切の請求をしないものとする。

(実地調査等)

- 第18条 甲は、本物件について、随時に実地調査を行い又は乙に所要の報告を求め、その結果に基づき、本物件に関し指示することができる。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙は、業務上知り得た本学の保有する個人情報の取扱いにあたり、別紙「個人情報の取扱いに係る遵守事項」を遵守するものとする。

(信義誠実の原則)

第20条 本契約の履行について、甲及び乙は、信義に従い誠実に行わなければならない。

(疑義の協議)

第21条 本契約について疑義が生じたときは、甲乙間において協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人琉球大学所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

上記契約の証しとして本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保管する。

令和7年〇月〇〇日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 西 田 睦
代 理 人
財務担当理事 大 城 功

乙

別紙

個人情報の取扱いに係る遵守事項

(目的)

第一 甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のため、必要な事項を定める。

(管理及び実施体制)

第二 乙は、甲から預託された個人情報を取扱う場合は、責任者及び業務従事者の管理実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止等、個人情報の適切な管理について必要な処置を講じること。

(秘密保持)

第三 乙は、個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、法令の定めに基づき権限ある官公庁等から開示の求めがあった場合には当該個人情報を開示することができるものとし、この場合において、その旨をすみやかに甲に対して文書で通知する。

(目的外利用の禁止)

第四 乙は、個人情報を本契約に記載した目的以外で使用してはならない。

(再委託等)

第五 乙は、本契約の遂行にあたり、一部または全部を第三者に再委託できないものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りでない。

2 乙が、前項の規定により甲の承諾を得て業務を再委託する場合は、乙は当該再委託先に対して本契約と同等の義務を遵守させること。

なお、当該再委託先が本契約に違反した場合はその全責任を負う。

3 乙は、再委託の相手方が再々委託又はそれ以降の委託を行う場合も前2項と同様な措置をとる。

(個人情報の複製等)

第六 乙は、本契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料、媒体等を複写、複製、加工又はその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の書面による承諾を得た上で、業務遂行にあたって合理的かつ必要な範囲内でのみ、個人情報の複写、複製又は加工することができる。

この場合において、乙は、複写、複製又は加工した情報の管理についても本契約に定める義務を負う。

3 乙は甲による個人情報の提供以外に偽りその他不正の手段により個人情報を取得して

はならない。

4 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。

5 乙が、前項の規定に従い甲の承諾を得て当該情報を第三者に開示する場合は、乙は当該第三者に対して本契約と同等の義務を遵守させるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

第七 乙は個人情報の紛失、漏洩、破損、改竄等が発生した場合は直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の処置及び個人情報により識別されることとなる特定の個人への対応等について直ちに報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲が調査するとき又は当該漏洩に起因して甲に対し訴訟が提起されたときは、乙は甲に協力しなければならない。

(個人情報の消去及び返却)

第八 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲から提供された個人情報(複写、複製又は加工されたものを含む。)を甲の指示に従って、速やかに返還または処分しなければならない。

(損害賠償)

第九 乙は、本契約の遂行にあたり、乙自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し甲に損害を発生させた場合は、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、乙は甲に損害の責めを負うものとする。

(契約解除)

第十 甲は乙が上記条項に違反した場合は、契約を解除することができる。乙は契約解除に伴う損害の責めを負うものとする。

(定期検査)

第十一 甲は乙の事業所等において、預託した個人情報の管理状況について、個人情報の秘密性等その内容に応じて年1回以上の定期的検査を実施できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、個人情報の管理状況等について書面で報告しなければならない。

3 乙は、甲が個人情報の適正な取扱いの確認のため必要があると申し入れた場合には、個人情報の取扱状況に関する立入検査の実施を承諾し、遅滞なく誠実に協力しなければならない。